

株式会社まごころ

移動支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社まごころが設置する 24 時間介護サービスまごころ（以下「事業所」という。）において実施する移動支援事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「利用者」という。）に移動支援の提供にあたる従業者（ホームヘルパー）を派遣し、利用者が円滑に外出ができるよう、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業、及び山口市障害者移動支援事業実施要綱で定める便宜を適切に提供します。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、屋外での移動に困難がある障害者及び障害児に対して、外出のための支援を行うことにより、障害者及び障害児の地域での自立生活及び社会参加の促進を図るものとします。山口市、他の指定障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 24 時間介護サービスまごころ
- (2) 所在地 山口市大内長野字鍛冶屋 208 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 5名（常勤職員 5名 非常勤職員 0名）
サービス提供責任者は、移動支援計画の作成業務のほか、事業所に対する移動支援の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行うものとする。
- (3) 従業者 34名（常勤職員 14名 非常勤職員 20名）
サービス提供職員は、移動支援の提供を行うものとする。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 サービス提供は、365日24時間とする。（サービス受付は、月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く））

（2）営業時間 サービス提供は、365日24時間とする。（サービス受付は、9時から18時までとする。ただし、緊急の場合は、転送電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。）

（利用者から受領する費用の額）

第6条 事業者は、移動支援を行った際には、利用者から当該利用者の負担上限額の範囲内における利用者負担額のほか、移動に係る交通費の実費の支払を受けられるものとする。

- 2 事業者は、代理受領を行わない場合は、利用者から障害者自立支援法に係る山口市地域生活支援事業に関する条例から算出される費用の額の支払を受けられるものとする。
- 3 事業所は、前2項に定めた支払を受けたときは、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。
- 4 事業所は、前項までに定めた費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

（緊急時等における対応方法）

第7条 サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

（事業の主たる対象とする障害種別）

第8条 事業の主たる対象とする障害種別は、次のとおりとする。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）精神障害者
- （4）障害児

（虐待防止のための措置の概要）

第9条 当事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するための担当者を置き、虐待防止のための指針や相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、従業者に対する研修、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等その他必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 事業所は、利用者に対して適切な移動支援を行うため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- （1）採用時研修 採用後2か月以内
 - （2）継続研修 年2回
- 2 従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業

者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社まごころと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 12 月 3 日から施行する。